

ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針の 一部改正について

平成27年3月31日
生命倫理・安全対策室

文部科学省及び厚生労働省は、「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」（平成22年文部科学省・文部科学省告示第2号）の一部を改正し、平成27年3月31日に告示し、同年4月1日に施行することとしましたので、お知らせします。

1. 改正の趣旨

人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）が、平成27年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うもの。

2. 改正の内容

疫学研究に関する倫理指針（平成19年文部科学省・厚生労働省告示第2号）及び臨床研究に関する倫理指針（平成20年厚生労働省告示第415号）が廃止され、新たに人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）が施行されることに伴い、「臨床研究に関する倫理指針」を「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に変更するもの。

3. 参考

文部科学省ホームページ「ライフサイエンスの広場」
http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/seisyoku_hojo.html